



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 持田製薬株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 持田 直幸  
(コード番号 4534 東証第一部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 坂田 中  
(TEL. 03-3358-7211)

## 内部統制システム構築・整備の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月24日開催の取締役会において、内部統制システム構築・整備の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、本改定の要旨は、平成27年5月1日の改正会社法および同施行規則の施行に伴う、企業集団における業務の適正を確保するための体制および監査役監査を支える体制等に係る方針の充実・具体化に関する所要の変更であります。

### 記

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます）における業務の適正を確保するために必要な体制につき、以下のとおり構築・整備することといたします。

#### 1. 項 目

- (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (2) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (6) 監査役関係
  - ① 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ② 上記使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ③ 当社の監査役への報告に関する体制

- ④ 上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑤ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑥ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## 2. 内 容

### (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社グループに適用される重要文書の管理に関する規程を制定し、これに従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする）を、関連資料とともに保管いたします。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 常務会議事録
- ④ 執行役員等を構成員とする会議の議事録
- ⑤ 経営政策に係る会議の議事録
- ⑥ 会計帳簿、計算書類等
- ⑦ 税務署その他官公庁、金融商品取引所に提出した書類の写
- ⑧ その他、法令により作成が義務付けられている文書（上記に掲げるものを除く）、および上記に準ずる文書であって担当部門の長により決裁されるもの

### (2) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社の取締役として、当社役職員を1名以上選任し、当該取締役は当該子会社の重要な職務の執行について報告を受け、監督を行います。

また、各子会社の経理、法務等の内部統制・管理業務の一部を当社が受託することにより、当該子会社の業務の内容および状況を正確に把握するよう努めます。

さらに、各子会社の決裁権限規程において、当該子会社の経営上の重要課題につき、当社の担当取締役または当社の常務会もしくはグループ経営に係る会議における事前承認事項とすることを義務付ける等、その施策の適正性の確保に努めます。

### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに適用されるリスク管理規程を制定するとともに、各部門長および子会社社長等を委員とするリスク管理委員会を設置するなど、当社グループの事業経営全般に係る主要なリスクの管理体制を整備します。

また、当社監査部門が当社グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を担当取締役等に報告します。

(4) 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は社外取締役を構成員に含み、基本的に月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催いたします。また、当社および各子会社の取締役会決議事項を含む重要課題については、必要に応じて経営政策に係る会議等で十分な議論を行ったうえで、毎週開催される当社の常務会およびグループ経営に係る会議の協議を経て意思決定を行います。

規程面につきましては、当社グループに適用される職務分掌規程等を制定、運用し、当社においては、これに則した決裁権限規程等を制定、運用するとともに、各子会社においても、同様の決裁権限規程等を制定、運用させ、効率性の確保に努めます。

また、当社および主要な子会社の役職員が共有する経営上の目標を策定し、その浸透をはかるとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標、効率的な達成の方法を定め、定期的にその結果を経営政策に係る会議において審議し、また執行役員および主要な子会社の社長を構成員とする会議において業務執行の報告と情報の共有化、効率化をはかり、効率性を阻害する要因の排除・低減に努めます。

(5) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、持田製薬グループ行動憲章を制定するとともに、当社社長を委員長とし社外の有識者も委員に加えた倫理委員会、各部門長および子会社社長等を委員とする倫理に関する実務委員会をはじめ、企業倫理担当部門等を設置するなど、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備し、教育を通じて当社グループの役職員の倫理観の涵養をはかります。

また、当社は、当社グループに適用される財務報告に係る内部統制規程を制定し、その運用を適切に行うことを通じて、財務報告の信頼性の確保に努めます。

さらに、当社は、反社会的勢力とは断固として対決する姿勢を堅持する旨を持田製薬グループ行動憲章に定め、当社グループとして反社会的勢力を排除する体制を整備します。

また、当社監査部門が当社グループにおけるコンプライアンス面の状況のモニタリングを行います。

さらに、法令上疑義のある行為等について当社グループの役職員が当社企業倫理担当部門、社外の弁護士等に対して直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置します。

(6) 監査役関係

① 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役の求めに応じ、当社の監査役の職務を補助する使用人を配置することといたします。

② 上記使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助する使用人は、当社の監査役が指示した補助業務についてはもっぱら当社の監査役の指揮命令に従うものとし、当社の取締役の指揮命令権は及ばないものとします。また、当該補助業務に専任する使用人の人事異動および他の職務を兼任する使用人の当該補助業務実施中の人事異動については、監査役会の同意を得ることといたします。

③ 当社の監査役への報告に関する体制

子会社担当取締役を含む担当取締役、監査部門等による当社の監査役への定期的な業務監査報告、監査役からの照会事項への担当取締役からの回答等を行います。

また、当社企業倫理担当部門は当社の監査役に対し、当社グループの内部通報の取扱状況を定期的に、またその求めに応じ随時報告するほか、必要に応じ直ちに報告することといたします。

④ 上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底することといたします。

⑤ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等に充てるため、毎年、監査役会の決議に基づく予算を設けることといたします。

⑥ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、会計監査人および監査部門との連携をはかるとともに、代表取締役等との意見交換会を開催します。また、その求めがあった場合には、重要会議への出席、取締役会議事録等重要な会議の議事録の開示等に応じます。

制定：平成18年5月18日

改定：平成27年4月24日

以 上